

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例【逐条解説】

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）、議員が無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者または支配人および清算人（以下「役員」という。）である法人、議員の2親等内の親族（以下「議員の親族」という。）または議員の親族が役員である法人が市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする場合および議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受ける場合の状況を公表すること等により、請負および指定管理者の指定の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例の制定目的を規定しています。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者およびその支配人であることができない」とされていましたが、令和5年3月に施行された改正法により「議員個人による年間300万円以下の請負については規制の対象から除かれる」ととなりました。この「請負に関する規制緩和」については、議員の職務執行の公正、適正を損なうことのないよう、また請負の状況の透明性を確保するため、規制の対象から除かれた議員個人による年間300万円以下の請負の状況について、議員が自ら議長に報告することとしています。

また、令和6年3月の政治倫理条例の改正により、それまで本市議会として独自に法律の内容に上乗せして定めていた「議員の親族が役員である企業などによる請負の禁止」を撤廃し、市に対して請負ができるようになりました。

さらに、議員の親族個人が市に対して請負をする場合や、議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受ける場合についても、その行為に対して制限はありませんが、それらを含めて議長への報告対象とします。その状況を議長が公表することにより、議員の職務執行の公正、適正を確保するとともに、透明性を高めることを目的としています。

令和7年3月の一部改正により、議員、議員の親族等が市に対して請負等をする場合の状況の報告および公表の対象に「議員が役員である法人が市に対して請負をするとき」を追加しました。

(報告の対象)

第2条 議員は、次に掲げる場合において、議長にその状況を報告しなければならない。

- (1) 議員または議員の親族が市に対し請負をする者またはその支配人であるとき。
- (2) 議員が役員である法人または議員の親族が役員である法人が市に対し請負をするとき。
- (3) 議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受けるとき。

【解説】

第2条では、報告の対象を規定しています。第1条の目的にも規定していますが、報告の対象を明確に示しています。

令和7年3月の一部改正により、第2号において「議員が役員である法人が市に対して請負をするとき」を追加しました。

(報告の内容等)

第3条 議員は、前条第1号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間をいう。以下同じ。）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下同じ。）における市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負をする者またはその支配人である者が、議員または議員の親族であるかの別

ウ 請負をする者またはその支配人である者が議員の親族であるときは、その者の氏名および議員から見た続柄

エ 請負をする者またはその支配人であるかの別

オ 請負をする者の支配人であるときは、請負をする者の氏名および営業所等の所在地

カ 請負の対象とする役務、物件等

キ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ク 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号クに掲げる額の合計額

2 議員は、前条第2号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における市に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負をする法人が、議員が役員である法人または議員の親族が役員である法人であるかの別

ウ 請負をする法人が議員の親族が役員である法人であるときは、議員の親族の氏名および議員から見た続柄

エ 請負をする法人の名称および所在地

オ 当該法人における議員または議員の親族の役職

カ 請負の対象とする役務、物件等

キ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ク 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号クに掲げる額の合計額

3 議員は、前条第3号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度に市から受けていた指定管理者の指定について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 市との協定の締結日および指定の期間

イ 議員の親族の氏名および議員から見た続柄

ウ 法人その他の団体の名称および所在地

エ 当該法人その他の団体における議員の親族の役職

オ 指定管理者の指定の対象とする施設、業務等

カ 市との協定に定められている、市が指定管理者に支払う指定管理料または指定管理者が市へ支払う納付金の額

キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額または納付した額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

4 議員は、前3項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

【解説】

第3条では、議員が議長に対して報告を要する内容を規定しています。

報告しなければならない議員は、前会計年度中に第2条に該当した議員であって全ての議員ではありません。また、前会計年度において議員でなかった者や6月1日から同月30日までの間において議員でない者は、報告の必要はありません。

第1項では、第2条第1号の「議員または議員の親族が市に対し請負をする者またはその支配人であるとき」の報告の内容を規定しています。

第2項では、第2条第2号の「議員の親族が役員である法人が市に対し請負をするとき」の報告の内容を規定しています。

第3項では、第2条第3号の「議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受けるとき」の報告の内容を規定しています。

なお、第1項から第3項に共通して、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度における請負および指定管理者の指定の状況を報告しなければならないことを規定しています。括弧書きは、選挙により、6月1日から同月30日までの間に再び議員となった場合の報告期間です。

●「契約締結日」

契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります。

●「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額」

一つの契約であっても複数回の支払があることも想定されるため、請負または指定管理者の指定ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。

第3項の「議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受けるときにおける報告」については、指定管理者が市から指定管理料の支払を受ける場合のみならず、指定管理者が市に納付金を支払う場合も報告の対象としています。

第4項では、議員は、第1項から第3項に規定する報告を訂正する必要があるときは、訂正の内容を届け出なければならないことを規定しています。

なお、訂正の期限については定めていません。したがって、訂正が必要になったときは、前々会計年度以前のものであっても訂正の内容を届け出なければなりません。

令和7年3月の一部改正により、報告の対象に「議員が役員である法人が市に対して請負をするとき」を追加することに伴い、第2項において所要の改正を加えました。

(報告の一覧の作成および公表)

第4条 議長は、前条第1項から第3項までの規定による報告(同条第4項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表しなければならない。

【解説】

第4条では、議長は、請負および指定管理者の指定の状況の報告の一覧を作成するとともに、それを公表しなければならないことを規定しています。

なお、第3条第4項の規定による訂正があった場合は、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成および公表をしなければなりません。

公表については、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により行わなければならないこととしています。

(報告等の保存および閲覧等)

第5条 第3条の規定による報告および訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付を受ける者は、議長が定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

【解説】

第5条では、報告および訂正の保存や閲覧等について規定しています。

第1項では、第3条の規定による報告および訂正の保存期間を「報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで」と規定しています。

第2項では、誰でも、議長に対し、保存されている報告および訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる旨を規定しています。

第3項では、第2項の規定による写しの交付を受ける者は、議長が定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを規定しています。

なお、写しの交付を送付により受ける場合は、送付に要する費用を負担する必要があります。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第6条では、条例の施行に関して必要な事項は、議長が別の例規等に定めることを規定しています。

(「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例施行規程」を参照。)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負および指定管理者の指定から適用する。

【解説】

附則では、この条例を公布の日（令和6年3月22日）から施行し、令和6年度以降の請負および指定管理者の指定について適用します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【解説】

令和7年3月の一部改正による改正規定は、令和7年4月1日から施行しています。